

30各介第99号
平成30年6月20日

市内介護保険事業所 各位

各務原市健康福祉部介護保険課

地域密着型サービス事業所例外利用及び介護老人福祉施設特例入所について

日頃より市政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。過去に基準を通知しました、地域密着型サービス事業所における例外利用や介護老人福祉施設における特例入所に関して、基準を十分理解されていない相談が見受けられます。今一度、各サービスの利用対象となる条件について確認された上で、検討していただきますようお願いいたします。

記

【各サービス利用対象者】

(地域密着型サービス事業所)

市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者
住民となった日から90日以上経過した者
※各サービスにより要介護度等の条件があります。

(介護老人福祉施設)

要介護3から要介護5までの要介護者
※地域密着型介護老人福祉施設については上記の要件も適用されます。

各務原市 健康福祉部 介護保険課	担当	柳澤
電 話	058-383-2067 (直通)	
F A X	058-383-6365	